

松江市大庭、速玉社の早玉神事について

—一六～一七世紀の出雲における社家の組織化をめぐって—

岡 宏 三

はじめに

松江市大庭町に鎮座する神魂神社は、古くは伊弉冉社とも称し、大庭大宮とも呼ばれた古社である。もとは出雲国造が大庭に拠点を置いていた頃の邸内社であったと推定され、杵築大社（出雲大社）の鎮座する杵築（出雲市大社町）に西遷した後も、出雲国造は毎年一月中卯の日に同社において新嘗会を行い、国造代替わりの神事（火繼神事）にいたっては今なお執行されている。このため明治初期までは、国造の宿所として神主屋敷に隣接する大庭集落南端に北島国造館が、国造家の菩提所であった松林寺に隣接して千家国造館が存在していた。

両国造の宿所の内、北島国造館の北東の隅には速（早）玉社が鎮座していた。今は合祀されているが、なお社叢を留め、地元の人々の手で整備されている。

かつてこの速玉社では、やはり明治初期まで十二月十三日に神事が執り行われていた。この神事について石塚尊俊は、北島国造家所蔵の「早玉御神事目録」にみえる、清め—勧請—献饌—諸小神の来臨と祭却—大神の託宣という構成は、近世初期には確立された佐陀神能の構成（七座神事—式三番—神能）以前の形態であることから、同神能成立以前の神楽の形態を伝えるものとして評価した。⁽¹⁾

とはいっても、同史料は元禄九年（一六九六）に成るものであり、早玉社における神事がいつ頃から行わるようになってきたのかについては明らかでない。そもそも



図版1：速（早）玉社跡（松江市大庭町）

本稿では、次に述べるようにこの神事に関わる新たな史料が発見されたことから、新史料について紹介するとともに、早玉社の特質および神事執行者の構成に視点を

向けて再検証し、ひいては一六世紀の出雲における神樂の執行者の組織化の様相を明らかにしてみたい。

一、早玉神事に関わる新出史料

「出雲国造北島家文書の総合的研究」（代表・國士館大学文学部教授藤森馨）グループは、科学研究費の助成を得、二〇一八年度以来、北島国造家所蔵の中世文書の再調査を行い、二〇二〇年三月の時点で一七八通の文書を新たに発見、現在も調査を継続している。島根県立古代出雲歴史博物館では、これら新出文書群のうち六点に加え、同じく新出の近世¹⁾近代文書五点を加えた一点を、特別展「行列—雲州松平家と出雲国造家」で紹介した（令和二年四月二十四日～五月一八日）。ただしコロナ拡大の為公開中止、代りに動画配信、図録に掲載刊行）。

この新出中世文書の内一点は、永禄六年（一五六三）二月十三日付、「大庭之内抜目書立」の表題のある、尼子義久袖判大庭内抜目書立案（写）【史料1】で、「毛利元就が石見国を制圧し出雲国に攻め込んできた翌永禄六年の初め、大庭にある神魂社領の内の不知行となっているところ（抜目）を書き上げ、尼子義久が改めてそれらを神魂社に寄進し、同社の祭礼や伊弉諾・伊弉冉・杵築早玉荒神の祭などをつづがなく執り行うよう、秋上三郎右衛門尉（幸益か）につたえたもの」⁽²⁾である。

尼子義久は出雲を拠点に周辺に勢力を張っていた戦国大名で、毛利氏と攻防の末永禄九年（一五六六）に降伏している。すなわち本文書は毛利氏の出雲侵攻に際して、出雲国内の領主層が離反するのを防ぐために尼子氏が発した、たとえて言えば神魂社が長年の間に失っていた旧領を安堵することを約束した保証書である。この写が北島国造家に伝來したのは、秋上氏は北島国造家の支配にあつたことに加えて、「當知行衆江者被尋聞召、替知可被遣候」、現時点で知行している面々には代替地を与える、とあり、六一代国造北島雅孝の息女がそうした當知行衆の一人であつたことも関係するのだろう。

宛所の秋上三郎右衛門尉が幸益（綱平）であれば、神魂社（伊弉冉社）・伊弉諾社（現在の真名井神社）・六所宮（現在の六所神社）の神主・秋上孝重の弟である。秋上氏は從来この一帯に広がる出雲国造家の所領である大庭・田尻保における北島国造方の代官で、権神主的位置にあつたが、大永三年（一五二三）には両神魂社（神魂社、伊弉諾社）・惣社（六所宮）役得分を先規の旨にまかせ永代にわたり抱えることを国造北島雅孝から認められている。

しかしその反面、尼子氏からは永正一二年（一五一五）以来「やとい夫を被申懸」人夫三人を率いて出陣する賦役を命じられた結果、北島分の田畠の代官職を持つ幸益が武家方として勤めるようになった。⁽³⁾幸益は永禄一三年（一五七〇）五月に毛利氏に帰服するまでは子息の庵之介宗信とともに尼子氏に与していたため、毛利氏が大庭一帯を制圧した頃の、永禄六年八月廿八日、国造北島秀孝、同上官北島幸孝が連署で秋上彦四郎に充てた書状には「秋上三郎右衛門尉一跡之事、元就被成 御一行候、任其旨候」⁽⁴⁾とある。

一方、尼子方に与した宗信や幸益に対し、孝重は毛利氏に通じており、永禄七年一〇月二七日には毛利元就から周防守を受領している。⁽⁵⁾この結果秋上氏及び前述の三社は没落を免れて近世へと継承されていった。

さて、尼子義久は不知行地を新寄進として神魂社に保証する代わりに①毎月朔日御供・十八日御供、②伊弉諾・伊弉冉の御供、③早玉荒神祭の執行を命じている。

別火久国が永禄八年正月一二日に毛利氏に提出した「於神魂社秋上調仕神事數之事」⁽⁶⁾【史料2】、天正一三年（一五八五）九月に吉川元春の奉行人桂与三兵衛が神主秋上左衛門尉（良忠）に下した「神魂大社御神事之次第」によれば、①については後者の史料に、二月・八月の朔日に御供とあるほか、「毎月十八日御供、田地新寄進也」、②については、同じく後者の史料に「一、⁽⁵⁾同十三日、伊弉諾・伊弉冉御供」とある。⁽³⁾の「早玉荒神祭」は、前者の史料に「一、十二月拾三日、はやたま神事」とあり、当知行分で費用を負担していると上申している。また神魂社には境

内に貴船社などがあるにも関わらず（「神魂大社御神事之次第」では早玉社の名は見えず、「貴布称神事」として霜月御供をはじめ三度の御供を命じている）、なぜ尼子氏が伊弉諾・伊弉冉とともに早玉荒神の祭祀を命じたのかも明らかではない。これについて文中の「其外近年祭之事」が、上述以外の祭祀を指すのか、伊弉諾・伊弉冉・早玉荒神祭のことを指しているのかも明らかでない。ただし、「自然此田地付而難渋之族候之者、伊弉諾・伊弉冉・杵築荒神早玉可蒙御罰候」、新寄進の田地に妨げをなす者は、伊弉諾・伊弉冉の二神とともに「杵築荒神早玉（杵築・荒神早玉カ）」の神罰を受けるだろう、とも記しており、尼子義久が前記「神ととともに早玉荒神を重視していたことが窺われる。

いざれにしても【史料1】は、具体的な祭祀形態は明らかにし得ないものの、現在のところ大庭の早玉社の祭礼が戦国期にまで遡ることを示す史料であり、その祭礼は「早玉荒神祭」と称されていたことから、同社は荒神を祀る社であったことが知られる。

二、早玉社の特質

冒頭にも述べたように、早玉社は明治初期まで存在した北島国造の大庭における宿所の屋敷内に鎮座していた。

天平五年（七三三）出雲国から上申された『出雲國風土記』意宇郡条に、同郡の在神祇官社四八社の内の「速玉社」の名が記載されている。この速玉社については、松江市八雲町熊野の熊野大社の現社地から北方一〇〇メートル余、字稲葉に存在した速玉神社に比定する見解が有力である。⁽⁸⁾一方松江市大庭の地は、後に杵築大社（出雲大社）の鎮座する杵築（出雲市大社町）に西遷するまで滝宇氏（出雲国造）が拠点とした地と推定されている。旧北島国造宿所の敷地はまた千家・北島両国造に分立する以前、一統国造時代の居館跡とも推定され、敷地内からは平安末期以降の土師器や南宋の白磁などが出土している。⁽⁹⁾換言すれば、平安末より古

くに遡る遺物はほとんど検出されておらず、『出雲國風土記』に記載がない神魂神社も元はこの国造館の邸内社として成立したと推測されていることからすれば、あるいは速玉社も平安期以降に前述の八雲町の速玉社から勧請したのかもしれない。

大庭早玉社のもう一つの特色は、社壇の設けはあるが社殿はなく、杉の大木を神木としていたことである。宝永二年（一七〇五）の「神魂太社之指出帳」に、

一、速玉大明神 有檀無社、但有杉

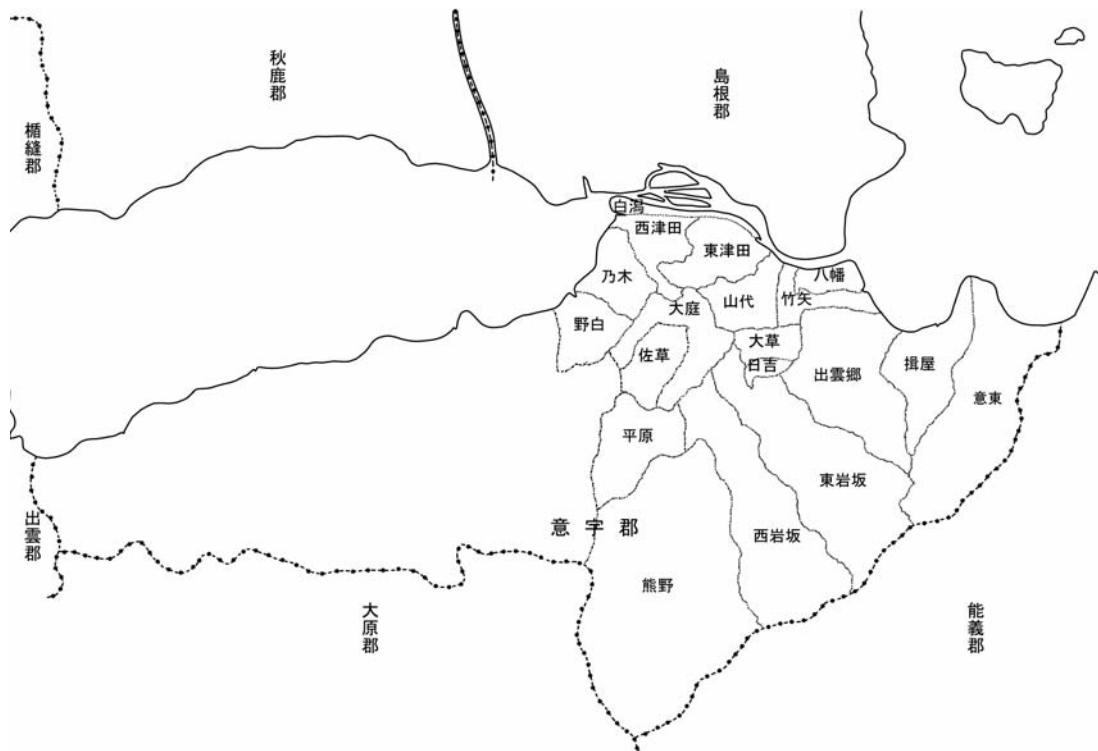
とあり、明和四年（一七六七）に北島国造方社人高浜喜祐が作成した、神魂および周辺を描いた「神魂社古図」⁽¹⁰⁾には、北島国造館の裏手の笹藪の中に大木を描き、早玉神木杉、享保年中マテ枝少々青々有之由、当年大社御造當御戸板御國中無之間、御望申度、正銀三貫目出シ可申、若中ニ朽在之トモ代ハ渡シ、買切可申トテ、イロノヽ望ミ候ヘド、大切ノ神木トテ亭主不承知也、其年八月二日、一枝ヨリ中折、今ハ藤巻上り在之也

とある。またこの神木の所有者は北島国造家ではなく邸内を管理する「亭主」がいたことも知られる。

内容からして一六世紀から一七世紀前半頃に成立したと考えられる秋上氏の由緒記を収録する「秋上氏由緒并系図」（【史料10】）では、早玉の神について次のように記している。

天地開闢之時、伊弉諾尊、天ヨリ先、起早日尊ヲ下シ給テ国土ヲ知シ召テ、同卅二神ヲ下シ、首尾シテ天下リ御座ス所ヲ撰ミ、此影向山（稿者註、神魂社の鎮座地。同史料にはまた「雲州意宇郡大庭之保影向山御座神魂大明神御宮所」とある）ニ御幣立、始御座、并天原ト云所ヲ名付給ヌ、又速玉ノ神在、本地薬師如来也、クナトノ神、葦原中津國順セル使神

「クナト（岐）神」は、『日本書紀』神代下、第九段、一書第二では、大己貴神が経津主神・武甕槌神の二神に葦原中國譲渡を承諾した際、自分に代わって二神に仕える者として薦め、経津主神による帰順しない神々の掃討に際して嚮導（先導役）



図版2：「早玉御神事」参集した社家所在の東意宇郡19ヶ村

【表-1】「早玉御神事目録」にみえる参集社家一覧

村	神社	祀官職			氏名	備考
福留	福留神社		司官	鼓取	村上豊前	
乃木	野木神社		司官	鼓取	村上權之少	
乃木	妙見		司官	鼓取	采女	九月廿八、九日湯立神樂
	伊勢宮			鼓取	内田主水	寛永二一年勧請
松江分	壳豆紀		司官	鼓取	谷本市正	
	橋姫(白瀬明神、壳布社)			鼓取	福嶋數馬	九月九日・十日湯立、七座の神事
東津田	高日神社			鼓取	川瀬内記	六月一五日神楽、九月一三日七座の神事
八幡	平浜八幡			鼓取	野沢宮内	
竹矢	天神(手間天神) *3		司官	鼓取	渡部左近	
意東	大森神社(筑陽神社) *4		司官	鼓取	河上彥之進	
熊野	熊野社			鼓取	長沢右衛門	九月一四日七座の神事
日吉	山王權現		司官	鼓取	岩崎内蔵介	
西岩坂	小坂明神		司官	鼓取	平林筑後	九月十九日七座の神事
東岩坂	豊田明神		司官	鼓取	平林内記	
揖屋	揖屋大明神			鼓取	左次民部	
				鼓取	今井右兵衛	
出雲郷	足高明神(蘆高、阿太加夜)	幣頭			広江主水	
				鼓取	長谷河刑部	
山代	伊弉諾社			鼓取	吉岡左兵衛	
大草	六所社			鼓取	吉岡右兵衛	
大庭	高間神社			鼓取	左治佐兵衛	
大庭		注連主		鼓取	菅井治部	
佐草	八重垣社			鼓取	長谷河左京	
野白	野白社		司官	鼓取	長谷河右衛門	九月七座の神事
平原	三嶋明神		司官	鼓取	石倉斎宮	
					伊弉諾社一神子・其外神子不残	

*1:『出雲国造家文書』所収文書により作成。

*3:『出雲国造家文書』に「大神」とあるが誤植。

*2:各社家の神社名、備考は『雲陽誌』による。

*4:『出雲国造家文書』に「道東」とあるが誤植。

を勤めた神として登場するが、ここでは伊弉諾尊が国土を治めるために遣わした「起早日尊」の先導役であり、本地は薬師という。もともこれはあくまでも秋上神主家側の解釈であり、本来は【史料1】にあるように荒神、もしくは十一月の神事において荒神を勧請する社と認識されていたと考えられる。

また例えば享保二年（一七一七）に成った松江藩編纂の地誌『雲陽誌』によれば、大庭村内の早玉社以外の荒神は九ヶ所みえるのに対し、明治二年の「書出帳」（【史料9】）では六九ヶ所に及ぶなど、時代が下るにつれてその数が増える傾向にある反面、荒神の記述は（実際には以前より存在したかもしれないが）近世以降であり、永禄六年にまで遡る早玉社は格段に古い。次に述べるように、十二月に意宇郡東部二〇ヶ村の社家が参集して神事が執行されていた早玉社は、本来意宇郡東部の惣荒神という性格を有していたのではないかと思われる。

三、元禄の早玉神事

大庭早玉社の神事の具体的な次第及びその執行者については、【史料5】がある。石塚尊俊氏が如何に評価したかについては冒頭で示した通りである。石塚氏は祭祀の次第に着目して分析されたが、ここでは神事の執行者に着目してみたい。

そもそも【史料5】は、元禄九年（一六九六）一二月一七日に意宇郡東部の幣頭・蘆高社（芦高社、阿太加夜神社）の神主広江主米が、神魂社神主秋上宗右衛門（孝相）と同別火隼人（菅井隼人）に提出したものである。

これが北島国造家に伝来するのは、単に早玉社が大庭における北島家の屋敷に所在していたからだけではなかった。

寛文五年（一六六五）に吉田家による神職支配を容認する神社条目が発せられるところ、出雲両国造は松江藩の後援を得て翌六年五月に千家国造方長谷正之、北島国造方佐草自清を江戸の寺社奉行所に派遣して「出雲国神社惣檢校職」を宣下されるよう將軍家から朝廷へ執奏願う旨を訴え、同七年五月「永宣旨」が朝廷から下された。（¹³）

ところが元禄六年（一六九三）、秋鹿郡・島根半郡の幣頭・吉岡家の幣頭職相続の一件につき、佐陀大社（佐太神社）が島根・秋鹿・楯縫・意宇半郡は從来から佐陀の支配であると主張し、同九年八月には三郡半の社家から同社支配下である旨請書を提出させた。これを受けて一月、両国造は幕府の寺社奉行所に上訴している。⁽¹⁴⁾ 佐陀大社側の主張する意宇半郡は意宇郡西部の地域であったが、【史料5】は意宇郡東部の社家支配を再確認させる意図で神事の執行後に提出させたのである。

さてこの時早玉社の神事に出仕した社家を一覧表にまとめたのが【表1】であるが、一見して意宇郡東部の鼓取が幣頭に率いられて神事を勤めたことが知られ、宝永二年（一七〇五）の「神魂太社之指出帳」（【史料6】）にも

一、十二月十三日、北島国造殿於御宿ニ、早玉明神御祭礼在之、「」東意宇郡之分意東村迄之内之筒取不残伺公仕、十三日朝之五つ時より晩之七つ半迄相結御神事相調、銘々宿所へ罷帰申なり

とある。祭祀執行の時間は、朝五つ時（午前八時頃）からとあるが、神事が終了する「晩之七つ半」が、暮れの午後五時頃なのか、未明の午前五時頃なのか判断の分かれるところである。

また宝暦六年（一七五六）の「大庭事実旧記証文差出帳」（【史料7】）によれば、神事は早玉社の神前ではなく、「此旅館ニテ東意宇郡社家中を幣頭引連出、終日神事相勤申候（略）右之神事相勤候儀、社家中家之役ニテ相勤、賄之義ハ北島殿社領之内ル被指出、秋上惣右衛門賄仕候」とあって、神事の執行は東意宇郡の「社家中家之役」と認識されていたこと、神事は北島国造館の建物内で執行されていたこと、賄いは神主秋上氏が供出していたことが知られる。

（1）鼓取（筒取・鑿取）・幣衆

早玉神事執行の主体である「鼓取（筒取・鑿取）」は如何なる社家であったのだろうか。鼓取は神子とともに神楽に携わり、殊にこの地域の鼓取は遷宮や出雲国造の火繼神事などにおける湯立神事をおこなった。⁽¹⁵⁾ 「鼓取（筒取・鑿取）」の年紀の明

らかな史料上の初見は元亀三年（一五七二）の橋姫大明神縁起⁽¹⁶⁾である。

さて天正一九年（一五九二）頃作成されたと考えられる「六所神田坪付断簡」⁽¹⁷⁾に

○三月田 田六百前 三月三日 大御供田 どう取抱

○四月田 四百前 宮すミ 十二月廿日 御供田 同人抱 正月十五日 二月朔日御頭免 同人抱

○四百前 正月十五日 十二月廿日 御供田 同人抱 正月十五日 二月朔日御頭免 同人抱

とあり、永禄九年（一五六六）頃作成されたと考えられる「六所神田坪付断簡」⁽¹⁸⁾に
は、前史料三筆の内、後二筆と同じ田について

○四百前 くつかた 十二月廿日 御供田 へいちう 神官・へいしう作

とあって、鼓取（筒取・鑿取）はもと「へいち（し）う」という名称であったことが
が知られる。天文二〇年（一五五一）伊弉諾社の一神子が尼子氏の上使、多賀与三
左衛門尉・馬来四郎右衛門尉に出した書状に、⁽¹⁹⁾

神樂錢十疋之内より十五文一具、さけの内より壹升、神主殿へ可被參せ候、是

者、市・へいしうとの前々内より可為如此候（後略）

とあることからも肯首されよう。

「へいち（し）う」は既に永正一七年（一五二〇）「はゝ善等」が秋上孫四郎
(孝重力)に宛てた誓書⁽²⁰⁾に「へうちう助右衛門」とあるのが初見で、永禄六年（一
五六三）の「山代郷之内、伊弉諾社御神田之事」⁽²¹⁾に、

三ヶ所 一みこやしき

二ヶ所 幣衆屋敷

とあることから、漢字では「幣衆」の字を宛てていたことがわかる。

神社における幣衆の地位は、周辺の神社よりも社領を有し、出雲国造による火繼

神事、新嘗会に加えて、しばしば尼子氏、毛利氏らの湯立祈禱を執行してきた神魂
社では、天正二年（一五八二）の時点で、神主・別火らの被官、大庭保の有力名
主等、以上一人から成る神官とは区別されていたが、六所社（六所神社）では永
禄二年（一五六九）に書き出された「六所惣社修正月会勤頭」では、鰐淵寺の和
多坊（正月廿八・廿九日の御酒頭）や別火（正月廿八日の御飯頭）等とともに「月
一日の御酒頭の頭人と定められている。また伊弉諾社では、鼓取長谷川壹岐は、寛
永一年（一六三四）京極忠高が松江藩主として入封に際し秋上氏に代わって同社
の神主として社領を安堵され、そのまま神主として定着している（後述）ので、そ
の役務は神社において実質的に重要な位置を占めていたとみるべきである。

あらためて【表一】をみると、二五社家の内一一社家が鼓取とともに「司官」
の肩書きを有している。「司官」は『雲陽誌』などにみられる用例から神主の意味
である。すなわち司官と鼓取を併記している神社は、（神子も所属してい可能性を
持つものの）鼓取一人のみが奉仕する村の神社ということになる。つまり下社家を
持たない小社の神主とは鼓取であり、古くは幣衆と呼ばれていたことになるのであ
る。

なお伊弉諾社および同社の摂末社について書き出した宝暦一四年（一七六四）の
「意宇郡山代郷社帳」によれば、

一、荒神藪拾五ヶ所 山代村中ニ有

祭日不定、注連職祭之

一、荒神藪九ヶ所 矢田村中ニ有

祭日不定、注連職祭之

同年の「熊野大社并ニ村中諸末社荒神指出帳」⁽²⁵⁾には、

一、雲陽大明神 大サ式尺四方、
祭日十月廿五日、

（略）

右、十七ヶ所之末社、則神主達馬指揮ニ而繫取豊治祭事社務仕候、

尤造営修復之儀ハ熊野村氏子中より加之申候

一、村中荒神七十二ヶ所

社無シ、森有
祭日各十月臨時

(略)

右、村中荒神・幸神・水神共ニ熊野大社注連下ニ而、則繫取豊治祭事神務仕候

とある。後述するように伊勢諸社においては一八世紀前半から鼓取を注連職と称するようになっている。また荒神をはじめとする小祠の祭祀は鼓取の管掌するところであったことが知られる。

(2) 注連主（注連職）

この職掌名は中世文書に見当たらず、天和二年（一六八二）佐陀大社の幣主祝（宮川）兵部が藩の寺社奉行一名に宛てた「佐陀社幣主祝申状案」⁽²⁶⁾に「注連役」の名称で登場するのが現在のところ初見である。前述の「熊野大社并ニ村中諸末社荒神指出帳」の事例からすれば、鼓取を管轄下とする立場である。

注連主（注連職）については石塚氏の先行研究があり⁽²⁷⁾、杵築大社においては湯立神樂の主管者の立場にあり、石塚家は「杵築・御崎御湯立統領」であったが後に注

連主石塚家は千家国造家に附属し、北島國造家には鳥屋尾氏が注連主として附属したという。また寛永二年（一六四四）の「出雲国日御碕太神宮正殿御遷宮次第事」に

一、十五日、御湯立三十三釜宛三日、神門郡中神家・神女群集而執行之、棟梁者石塚壱岐広重、諸法度令下知畢（略）

とあることも紹介されている。また佐太神社では、注連主は幣主の補佐的立場にあつたことも指摘されている。佐太神社ではやや様相を異にするが、郡中の神家・神女（社家・神子）に湯立を行わしめる主管者という立場は、【表1】の注連主（神魂社

の鼓取）菅井治部にもあてはまるのだろう。ただこの頃は諸社の鼓取を統括する時のみ注連主と称したようであるが⁽²⁹⁾、享保二年（一七二七）の「意宇郡山代村伊弉諾社指出帳」⁽³⁰⁾に収載された宍道若宮の棟札には、

天下太平、国土安全

奉納造立宍道若宮神社一宇

御大守御武運長久所

遷宮⁽²⁸⁾修⁽²⁹⁾行

裏書 干時享保十〔乙巳〕四月廿七日 住連主三議

宝暦九年（一七五九）の「意宇郡大庭大草両村社号指出帳」⁽³¹⁾では、

高天神社

長谷川市之承抱

若宮神社

菅井弁治抱

明和九年（一七七二）杵築社役所の中織部、北嶋式部連署の達状には⁽³²⁾、

一、吉岡事、六所之社ニおるては注連職為顯然上者、秋上江令隨身、年頭五節之礼無怠慢可相勤（略）

とあり、一八世紀前半あたりから次第に鼓取と同様の意味でも用いられるようになっている。

(3) 幣頭

幣頭は、近世の出雲においては、杵築大社ないし佐陀大社の支配下において、數ヶ村（十数ヶ村の社家（幣下、触下）を管轄し、それぞれの大社と村の社家との中間にあって大社から下ってきた通達を管轄社家に触れ出したり、遷宮修繕願等管轄社家からの申請ほかを上申する触頭の役割を果たした。これを幣頭制度という。石塚尊俊氏は、

近世の、ことに元禄（一六八八～一七〇四）以降の出雲では、全十郡中の六郡半は出雲国造が、三郡半は佐陀正神主が支配することになっていた。そしてその下の一般小社は、主として歴史的事情によって、二、三カ村ないし十数カ村

ずついわば中間管理職ともいべきものをおくことになっていた。これが幣頭であって、これに対して一般小社の神主は鑿取といわれた。鑿取とは鑿すなわち太鼓を司るという意味であるから、もともとは伶人の呼称であったかもしれない。これに対しても司祭の頭という意味であるから、その権威は相当のものであった。これが大体その郷の惣社級の社の神主であったから、幣頭奉仕社は、だからかつての郷の中心社であったと思えばよい。⁽³³⁾と解説されている。

さて近年、山路興造氏は「佐陀神能」再考—「佐陀神能」へ慶長期以降の改革神樂である—(『民俗芸能研究』第六十七号)。民俗芸能学会、二〇一九年九月)を発表された。全体に大変革的な内容で示唆に富む。このうち「幣頭」についても、次のように分析されている。

すなわち第一に、戦国大名尼子晴久が尼子氏の当主であった頃(一五三七~六一)、佐陀大社の検校・吉岡氏は晴久から御座替神事における「祝戸御神樂」に前述の三郡半から「神子・巫(神巫)」を參集させる権限を得たことについて、吉岡氏は佐陀大社の神宮寺である成相寺(もしくは神宮寺)の有力者であった吉岡氏をその検校に任じ、三郡半の修驗系宗教者の統括権を与えたのではないかと推測する。

第二に、吉岡家は近世に秋鹿郡内八社家、島根郡内六社家を束ねる幣頭であったが、山路氏は「幣頭」の用語は、「江戸時代には神樂組に属する社家を束ねる中心者の家」とし、「実際の神樂執行とは別に、「神子・巫」(社家)の集団を統率していく「職」で、「幣頭—幣下」という組織の実態は、中世後期、それも尼子氏の支配領域で組織され、尼子氏によって認められるという性格のものであったと思われる」、「実際の神樂の執行は、幣主の宮廻(宮川)氏であった。「幣主」とは実際に神樂や湯立などを演じることができる存在で、佐太神社の国序における「神法樂祭」(稿者註—初日の佐陀大社に所属する祝部系の神職が奉仕する「御座祭(御座替神事)」)に対して、「一日目にそれ以外の三郡半の社家が參集して行つた行事)」の

幣主は、宮川家であった」と整理する。

第三に、「神子・巫」は、他の中国・九州地方の宗教者として登場する「法者・巫女」に対応し、この時代の佐陀大社においてはこれを「社家」とも呼んだのではないか、と分析している。

この山路氏の分析について、第一の仮説は現在のところ史料的制約もあり検証が難しい。例えば吉岡氏の出自が成相寺の有力者であったことを物語る史料が現在のところ見つかっていない。ただし天文六年(一五三七)前後頃、佐陀大社の社家八人が、「佐陀宮御取替之時」に新規に立烏帽子を着する場合は吉岡氏の許諾を得ること、それにつき一人当たり銀八匁を上納することを約諾した文書の宛名は「古曾志ノ吉岡雲十良様」となつており、この頃には既に吉岡氏は許曾志神社の神主であったのだろう。⁽³⁴⁾

次に、本来、自らは神樂や湯立は行わないが、神事神樂組に属する社家を統率するのが幣頭であり、尼子氏によって認められる性格のもの、という第二の論点は重要な指摘であり、前述の【史料5】「早玉御神事目録」はまさにその指摘によく対応する史料といえよう。この認識からすれば、村々の小神社の社家である鼓取の本来の名称が「幣衆」であるのも肯首されよう。ただし、山路氏も指摘されるように「幣頭」という言葉自体は中世には見られず、むしろ近世に入つて、幣衆を束ねる統領として「幣頭」という言葉が成立したのだろう。同様に、「幣主」も、幣衆を束ねる(かつ自らも実際に神事に携わる)代表者の意味と解釈できるだろう。また、「神子・巫」のうち「神子」を「法者」男性の神樂執行者とみる点についても、同様の用例はなかなか確認出来ないものの、早玉神事が鼓取・神子を參集して行わしめたのも対応する。

なお、宮川氏における「幣主」の初見は天正六年(一五七八)の奥付を持つ「佐陀社内訣記」⁽³⁵⁾で、以前の宮川氏の職掌名は祢宜であった。

(4) 社家の統率—高野宮家原大宮司家

ここで改めて確認しておきたいことは、地域に散在する村々の「神子・巫」、ないし「社家」を、何らかの神事に際して参考させる、それに伴いこれを統率管轄する、近世の幣頭制に繋がる組織体制は、出雲においては一六世紀の頃から成立しはじめていることが佐陀大社の御座替神事の事例から窺われることである。もつとも出雲西部における湯立統領・石塚氏の事例から、佐陀大社におけるのと全く同様の組織形態であった訳ではなく、地域的相違があったことも窺われる。

たとえば意宇郡における事例としては、天正三年（一五七五）における菅田村（松江市菅田町）貴船明神の神主・家原氏をめぐる動向によって窺われる。（松江市菅田町）貴船明神の神主・家原氏をめぐる動向によつて窺われる。

意宇郡之内菅田神主家原方、今度令上洛、至吉田遂出世、下向候、就其□毛利元秋元秋従奉行衆、其郡中江奉書を以被仰出候、然者於向後者、神事会合之時、社家衆頭領之神役・座配可仰談候、定出頭之仁候之条、異儀御座有間敷かと存知候、何れも此修理大進可被申候間、不能多筆候、恐々謹言

天正三

野村信濃入道

士悦（花押）

七月廿二日

豊之神主殿

小坂神主殿

葦高神主殿

友□神主殿

湯之別火殿

其外意宇郡社家中³⁶

右にみえる「菅田」は地理的には本来島根郡に属す村で、古くは水草川（朝酌川）下流・河口に沿つて存在した長田西郷の一部であった。これが島根郡でなく、意宇郡の内とされるのは、意宇郡の平浜別宮（平浜八幡宮）の所領・八幡庄が島根郡の朝酌郷とともに長田郷にも及んでいたことによる。由緒もつまびらかでなく、必ず

しも規模の大きな神社ではないが、この頃高野宮（内神社。松江市大垣町）の家原氏が管轄する神社であったようである。

さて神主の家原修理大進は「令上洛、至吉田」、京の吉田家に赴き、「遂出世」たという。「出世」は昇進すること、成功すること等の意味であるから、神道裁許状に類する教説伝授の切紙を授かって帰国したのだろう。

これに対する、当時出雲を支配していた毛利氏の反応は並ならぬものであった。奉行人の連署奉書の形式で意宇郡の社家らに周知した上、八幡庄ほかを管理する在地領主層にして、かつ出雲侵攻をうかがう尼子勝久らへの対応をめぐって毛利氏から重用されていた野村士悦を通じて、今後は家原氏が神事に参考する時は「社家・衆頭領之神役・座配」の待遇とするよう取り決めるよう意宇郡の社家中に命じ、さらに「定出頭之仁候之条、異儀御座有間敷かと存」きっと衆に抜きん出た人物だろうから異議を唱える者はないだろう、と念を押している。

宛所の五人の神主のうち三社の神主については不明だが、「葦高」は前述の「早玉御神事目録」にみえる芦（蘆）高社、「湯」は湯町（玉湯町）の八幡社で、恐らく神魂社や平浜別宮などを除いた意宇郡の神社の主立つ面々であったのだろう。要するにこの文書は、毛利氏が菅田神主家原修理大進を意宇郡社家を統括する「社家中頭領」に強く推している内容であり、強く推す根拠は、京の吉田で「遂出世」たからであった。³⁸ここにいう「社家中頭領」が、後の幣頭にあたるものと思われるが、文面の限りでは出雲西部の石塚氏のような「湯立之統領（注連主）」にあたる可能性がないともいえない。

なお家原修理大進（秀清、後に秀勝）はまた、後には高野宮（足高大明神、内神社）の大宮司でもあった。高野宮は、日御碕社などとともに、近世においては佐陀大社・出雲大社のいずれの支配下にも属さないことを許された格式を誇る一社一立の神社であった。天正九年（一五八一）年には、三沢（奥出雲町）の諏訪社の神主・陶山佐渡守が所持していた「日本書紀」（卷第二、神武天皇紀）を書写しているの³⁹

に続き、同二〇年（一五九二）には「神道本覚大意 兼俱談」を書写⁽⁴⁰⁾、文禄三年（一五九四）には吉田兼治から神道裁許状を得ている。⁽⁴¹⁾ さて、このような高野宮家原大宮司家の特質について次の二つの史料を挙げてみたい。

一つは天正一〇年（一五八二）、大野氏に代わって高野宮の鎮座する大野庄の領主となつた安道政慶が足鷹（高）大明神の神主に宛てた判物である。

雲州島根秋鹿郡大野庄足鷹大明神神主職并七百貫之内公領分、末社共、位知・

物申役等一円差遣候、全御祈念無油断相懃、於末代相抱可申者也、仍為後証之状如件

天正拾年二月二日

政慶（花押）

雲州秋鹿郡足高鷹大明神神主⁽⁴²⁾

この文書で注目されるのは「位知・物申」である。「位知」は市で、神子であるが「物申」とは何か。少なくとも神子と対になる男性の社家であることが窺われる。またここで安堵されているのは位知・物申の「支配」ではなく「役」である。とすれば、神事を執行するために大野庄内における位知・物申を統率する権利であろう。に祈祷のため安芸に出雲の社家を下向させるよう命じたが、野村は高野宮神主に依頼している。

尚々、自然遙々儀と候て御下儀御用捨候てハ不可然候、近比乍御辛劳、御下肝要候、此御祈念に御下候へハ、末代之御面目之儀候間、御下可然存候、委細ハ此者可申候、かしく

態度申入候、仍而 御太方様^(尾崎局)卒度御養生氣之儀付候而、其国社家ニテ 御祈念

可被仰付之由被仰出候間、近比之儀と申、御辛劳候所、貴所并市殿、御下候而

御祈祷候ハ、対吾等可畏存候、社家何も多候へ共、御方之儀、吾等淵底存候条申入候、壱日も早々御下肝要存候、此御祈念候へハ、末代之御面目之儀候間、

御下待申候／＼、為路料銀子壹枚式文七分登申候、以是ヲ何分に候ても御下肝要候、馬人足之儀ハ、富田^(毛利元秋)元秋様被仰出候間、入候はん程此人と談合候而可被仰候、委細者此衆中可申候、恐々謹言

五月四日

野村信濃
士悦（花押）

江原内蔵介殿^(家)まいる 御宿所

追而申候、若いち・同若さをともな□□□御雇候而もあり／＼□□御支度候て御下肝要候、若いち五人三人ほとハ御つれ候へて不叶事候、やとひ候ても御下専用候、爰元とうりうハ一向あるましく候、やかて／＼御上あるへき事候、又自然ほしのまつり・しゆそなど御かへし候事もあるへく候、その御心得かん用この度御方御下候へハ、末代之面目候間、是非共／＼御下待申候、於巨細者此者可申候、恐々謹言

五月四日

野村信濃守
士悦（花押）

江原内蔵介殿

まいる⁽⁴³⁾

これに對して家原氏は要請に応えて下向、祈念を果たした。毛利輝元は満足しその旨を野村士悦に伝えている。

此度者、此太夫事申聞ケ候處、則到来候、祈念申シ、祝着ニ候、猶後兒市所可申遣候、謹言

六月三日

輝元（花押）

野村信濃守殿⁽⁴⁴⁾

以上三通から、①輝元は、祈祷のため「太夫」の派遣を野村士悦に命じた。②野村は自分の存念を理解している家原氏に「若いち（市殿）・若さを」を伴つて下向

を依頼。「いち」は三～五人は連れて伴わなければならず、「御やとひ候ても」下向するよう要請したことがわかる。先にみた「位知・物申」が「いち・さを」に対応するとみてよいだろう。「みこ・さを」は、天文～永禄頃（一五三～七〇）の「御社頭法度之事」（秋上家文書）に、

一、社人のみ候酒、何れも同前ニ可飲せ、何も両殿へ同前、みこ・さほ同⁽⁴⁵⁾と記載がある。このようにみてゆくと、

神子・巫・市（位知）
幣衆（鼓取）・物申・さを（法者）

の対応が浮かび上がってくる。

更に注目されるのは、野村士悦が「自然ほしのまつり・しゆそなと御かへし候事もあるへく」、病氣平癒だけでなく、場合によつては「星のまつり」や呪詛返しの祈禱も依頼する可能性があると述べていることである。大野庄は古くは京の聖護院門跡を本家としたゆかりから、家原氏は同門跡との結びつきを有しており、文禄四年（一五九五）においても吉田家の裁許状とは別に同門跡から神社職と社領一五石を安堵する御教書を得ていた。⁽⁴⁶⁾ とすれば修驗の行法の要素もまた当時の高野宮では行われていた可能性があるう。

（5）神子（位知・市、巫）

話を「早玉御神事目録」に戻す。

神子は「伊弉諾一神子、其外神子不残出申候」とあるばかりであるが、神魂社の一神子も勤める伊弉諾社の一神子は、この神事においては東意宇郡内から參集した「名代之神子」を統率し神樂を行わしめる立場にあつたことが知られる。また神魂社における新嘗会や両国造の臨時の社参における奉仕でも同様であつて、參集した神子は「素千早」を着用するのに対して、一神子は「緋千早」の着用を許されていた（史料4）。

神魂神社本殿内の障壁画には、びんざさらを打ち鳴らし、一本高足で飛び跳ねる

田楽や獅子舞、流鏑馬図とともに、緋千早、白袴に白足袋の神子が右手に扇、左手に鈴を持った姿で描かれている。また神子の背後には、白張、烏帽子、わらじ履きで、右手に幣を持つ社人が描かれている。これは鼓取ないしは注連主であろうか。天正二年（一五六八）の「神魂御遷宮支度次第事」⁽⁴⁷⁾ではこの神子を「花女参詣」と説明している。すなわち一神子が花女を勤めている光景である。

伊弉諾社の一神子の初見は、前述の天文二〇年（一五五一）伊弉諾社の一神子が尼子氏の上使、多賀与三左衛門尉・馬来四郎右衛門尉に出した書状で、同社の神宮寺栄高の弟・栄従が、同社に田中某から脇差を寄進されたことを神主秋上七郎（久国）に伝えずに所持していたことが発覚した⁽⁴⁸⁾のを発端として、同母である一神子もまた神主分として渡すべき小袖や神樂錢、酒等を私得していたことが判明し、神主が尼子氏に訴えたことを受けての詫状であった。

伊弉諾社の一神子は神魂社の一神子を兼ねていたが、慶長の頃の一神子・高倉は、伊弉諾社において実権を握る人物であったようである。

堀尾氏が出雲へ移封して間もない慶長六年（一六〇一）頃、堀尾氏の奉行人が「はや玉之まつり、神前ニ而仕候事、前代未聞」として、「いさなき之いち」を召し連れて出頭するよう神魂社の別火に命じている（史料3）。この「神前」が早玉社の前なのか、神魂社、伊弉諾社の前なのか明らかでない。いずれにしても神事の後に「前代未聞」のことが行われた情報がやがて杵築の北島国造（広孝）の母（波根氏）の耳に入り、「牛尾之大かみ」という人物を介して遂には「御前様（堀尾吉晴）」まで「ひねり上」る事態となつた、という。一七世紀初頭における早玉神事では、大庭別火と伊弉諾社の一神子が神事の監督と執行において責務を有していたことが窺われる。

慶長二年（一六〇七）「三之介殿（堀尾忠晴）為御祈念」、神魂社・伊弉諾社に各三石ずつ御供が寄進されることになり、宮内一位（堀尾民部。仕置役）⁽⁴⁹⁾より神魂社別火に、「高くらの市」にもその旨を伝えるよう通達があり、後日藩より「いち」



図版3：神魂神社本殿障壁画に描かれた一神子（花女）

て、正・五・九月に宮籠り祈祷、みそぎ料等が下付される旨通達されている。⁽⁵⁰⁾ このように一神子高倉は実質的に伊弉諾社を支配するほどの権能を藩からも容認されており、最終的には鼓取壱岐（高倉の子息）が伊弉諾社の神主として公許されるに至っている。⁽⁵¹⁾

以上、元禄九年（一六九六）時点の早玉神事の構造をまとめると以下のようになろう。

まず大庭の北島国造家屋敷の邸内社であることから北島国造家の支配にあるものの、神魂社が古くから実質的に管轄していた。しかしながら神魂社の神主秋上氏及び別火は監督の立場にはあっても直接早玉神事に携わることなく、賄いを用意支出する程度であった。

神事は東意宇郡の「社家中家之役」であり、幣頭が統率して行わしめていた。またこの頃の幣頭も神事そのものには加わっていなかった。

神事を行った東意宇郡の社家とは、同郡内一〇ヶ村の鼓取と神子で、鼓取の統領は注連主といい、神魂社の鼓取がその地位にあった。また村々の神子の統領は神魂社の一神子である伊弉諾社の一神子であった。換言すれば、この頃の早玉神事は、幣頭が率いてきた東意宇郡の鼓取と神子を、神魂社の注連主と一神子が指揮して執行する構造であった。

に三石を渡すよう命じられている。

慶長一九年（一六一四）二月二月廿八日、「いさなき拾七石之所、やくなしにて候まゝ、いらもその分たるへき候、ちんき太夫、むかよりのすちめのよしにて候まゝ、少もちかいめあるましく候」と記した安堵状を、秋上神主ではなく、高倉あてに発給するとともに、「たくみや六右衛門いゑやしき」を与えていた。更には三月一日に、「みんぶ（堀尾民部）」の命を受けた「しま」から、祖父・吉晴から政務を引き継いで間もない「山城さま（堀尾忠晴。当時一五歳）」のための祈祷とし

三、早玉神事の内容—「将軍遊」を中心

元禄の早玉神事の執行形態については以上のとおりであるが、これに対して実際に行われた神事の次第については、その名称のみが知られるばかりで、その内容に関わる史料は現在のところ皆無に近いほど見つかっていない。そもそも明治初期に行われた神事の次第については、その名称のみが知られるばかりで、その内容に

出され、一九六八年に紹介されるまでその神事自体が既に忘れ去られ、わずかに古

老が若い頃に老人から将軍遊について聞き伝えているだけであった。⁽⁵²⁾ 佐陀神能については台本が幣主祝家の宮川家だけでなく西意宇郡の忌部神社に伝来しているのに対して、早玉神事については不思議なほど神事に関わる直接の史料が全く知られていない。ただし佐陀神能をはじめ、諸地域に伝来する台本は基本的に「神能」の台本であり、それに神樂歌や祭儀の内容が付随するものがまま見られる程度なので、換言すれば早玉神事の内容に関する史料が極端に少ないので、神能的要素、芸能的因素がそれだけ希薄だったことを意味するのかもしれない。

祭式の次第は、文字上からしか判断のしようがないが、

①神勧請・献饌

注連引、入座、御座、塩清、神迎、祝詞、解除、神酒御供

②諸神の神楽・神遊び

八乙女、ねり哥、三拾三番神樂、荒神祭、ミそふす、四土用祭、荒神遊、
水神遊、御崎遊、ぢとの遊、火神遊、恵美須遊ひ、ちやさ遊び、うなり舞、
神帰し、

③託宣神事

ミてくら、幣串祓、御座もとし、早玉御託宣、将軍遊
と、概ね三区分出来そうである。

①では「注連引」の下に「哥有り」とあるから、いわゆる勧請に先立つ注連歌であろう。大原神職神樂、比婆荒神神樂や大元神樂などでは一連の祭式の前によらず湯立を行なうが、ここには記載がない。

②では、神子らの八乙女、次いでねり歌に続いて「三拾三番神樂」が行われている。「三拾三番」が「百番の舞」のような反復を繰り返す舞の可能性もあるが、前述の「秋上氏由緒并系図」（史料10）に、

天地開闢之時、伊弉諾尊、天ヨリ先、起早日尊ヲ下シ給テ國土ヲ知シ召テ、同

卅一神ヲ下シ

とあることからすれば、起早日尊と卅一神を合わせて三三神を勧請する神樂とも考えられる。もとも本来的には東意宇郡内の荒神迎えとしての三三神勧請であり、三三神の解釈としてこのような伝承が生まれたとも考えられる。これを受けた形で早玉荒神の祭儀「荒神祭」が行われたのだろう。

これに次ぐ「ミそふす」の意味はわからないが、続く「四土用祭」を石塚氏は「これが春夏秋冬の土用各十八日計七十二日を祭る神事であったとする、それは今日各地に多い、所望分・五行・五郎の王子の祖型を示すものになろうかと思う」⁽⁵³⁾と推定されている。あるいは比婆荒神神樂の土八公神遊びのような祭儀であったかもしない。

また次の荒神・水神・御崎・水神の遊びであるが、宝暦一四年（一七六四）の「意宇郡山代郷社帳」に、

一、伊弉諾宮荒神 御宮ヨリ六丁東、真名井御立山之内ニ有、祭十月日ヲ撰テ
注連職祭之

今伊弉諾之社山成故ニ荒神御崎ヲ祭ルト也

とあって、注連職（前述の通りここでは鼓取のこと）は、屋敷や山野の森、藪、小祠等に祀られた荒神のみならず御崎の祭祀も管掌していたことからすれば、水神や火神の祭祀も管掌していたのである。「ぢとの遊び」「ちやさ遊び」はよくわからない。

さて諸神の遊びを終えていったん神帰しを行なった後、③あらためてこの神事の主眼である早玉明神の託宣を仰いでいる。本田安次氏が言われるよう、「早玉御託宣」は神子が奉仕するものか社人が奉仕したのかは不明⁽⁵⁴⁾だが、この託宣が次の「将軍遊」と連動していることに着目すべきだろう。

ここで石見に目を転じてみると、那賀郡和木村（江津市和木町）の宝暦一八年（一七六二）における「和木十一ヶ村神樂役指帳」から、その頃同地でも「将軍殿

舞」がなされていたこと、昨年藤原宏夫氏は昨年は多鳩神社（江津市二宮町）から同四年（一七五四）執行、天保一〇年（一八三九）に書写された役指帳にも同じく「將軍殿舞」がみえることを紹介されている。興味深いのは、多鳩神社の役指帳では、一連の神事の末に「御神託」が行われた後、「上山・御崎記」⁽⁵⁵⁾「鈴合」⁽⁵⁶⁾に次いで「將軍殿舞」が行われ、次いで「恵美須祭」「御鎮」で締めくくられ、和木の役指帳でも、神楽の終盤に「御神託」が行われた後、「御崎記」に続いて「將軍殿舞」が行われ、「恵美須祭」「御鎮」で締めくくられている。大元神楽では神懸かりのために行う「御綱祭」のすぐ前、または直後として、あるいは神懸かりがあれば直ちに「五龍王（王子立、所務分け）」を行うものといわれているが、古くは、少なくとも一八世紀半ばの那賀郡東部では託宣のすぐ後に「將軍殿舞」が行われ、締めくくられていたことが知られる。

さてその「將軍遊」について、石塚氏は、

この日の主目的たる早玉大明神の御託宣もすんだあとで行われるものであるだけに、いうならば本祭りに対する後祭りのごときものではなかつたかと思われるが、ただこの「將軍」という言葉はいまでも安芸から西の地方の神楽にはまま残るもので、その多くは甲冑を帶してする弓の舞になつてゐる。

しかしてその中には、たとえば安芸の阿刀神楽におけるごとく、この段では神懸りがあるようになつてゐるところもあるが、ここ出雲の早玉御神事ではどうであつたか。幽かな伝承からすると、この場合はむしろいわゆる悪態祭りのごとき所作を伴うものであつたやにも思われるが、くわしいことはもや知るすべもない。⁽⁵⁷⁾

と述べられている。

石塚氏が「いわゆる悪態祭りのごとき所作を伴うものであつたやに思われる」とされる根拠は、同氏が古老から聞き取りをしたところ、これは将軍役と神職が

「將軍さん、將軍さん、長芋を献上しようと思って家内が洗いましょつたら、

皮がはげて鰯になつて逃げて生きました」「やれこれ」

というので秦樂になる。しばらくすると、また

「將軍さん、將軍さん、今朝はお天道さんが西から上がりましتدいね」「やれこれ」

とまた秦樂になる。

大体こういう調子で「たわけたこと」をいって囁かして⁽⁵⁸⁾

たと伝えられていたからである。一見すると、惡態祭りというよりは、むしろ大元神楽の「山の大王（前山・祝詞師）」における、山の大王と祝詞師の掛け合いを彷彿とさせるものがある。

梅野光興氏は「山の大王」について、

本来なら荒平さながらに神楽の場の主役になつても良かつたはずの山の神がここでも道化的で滑稽な演目になつてゐる。それでいながら、大元神を勧請する俵の下に座り、神の言語を解釈する宗教者とおぼしき祝詞師が出るなど、神出現の舞いの痕跡を存分に残しているとも言える。神の言う言葉がわからず間違えて怒らせてしまうというのは、宗教者が神とコミュニケーションをとることの難しさを、笑いに転換して表現したとも言えるのではないだろうか（中略）

大元神楽の「山の大王」は、この晩の神楽全体のモドキであるとも言えそうであります。本当の「山の大王」は、神楽の場に召喚された土地の神々であり、後段の神がかりで人間に憑依し託宣する大元神である。この演目はそれら目に見えないカミとのスリリングなコミュニケーションを、仮面の山の大王と直面の祝詞司のユーモラスなやりとりに猿樂化して見せる演目とも考えられる⁽⁵⁹⁾

と捉え、神と宗教者のコミュニケーションを、ユーモラスなやりとりに猿樂化したものと解釈する。

一方岩田勝氏は、文化七年（一八一〇）邑智郡川本の神主・三浦重賢が著し、文

政一三年（一八三〇）同三原村の神主湯浅重耀が書写した『御神樂之卷起源鈔』に
みえる「諸神祭神宣（御神託）」⁽⁶⁰⁾に、

神樂終夜執行し、曉明に至れハ、斎主の役人供米を献し、又著鐸矛を持つて舞
清しめ、右諸神（稿者註、「其社の神号ハ申すに及バス、大山小山の末、其外
天地四方八方十二方より招請し奉る所の神明」）勧請檀に立置る美榮幣（稿者
註、みさき幣）を取て背負、夫より大山小山に像る俵をバ鹿末にならぬ先と切
倒し捨（今、著鐸の矛をバ鈴と太刀とにかくて持来れり、夫ゆへに太刀先を少
し斗俵へ指ばかりなり）直に諸神を上、高天原へ送り奉る形を執行ふ、（中略）

今誤て俗に託布と唱来れり

とあるのを取り上げ、この祭儀を御崎祭りと考え、かつここにみえる神がかりの方
式が「安芸・周防の十二神祇系の将軍舞そのものと言つてよいほどそれに近い」と
指摘する。その上で、

将軍舞は大将軍神という三年塞りの疫神を変じて守護神となさんがための舞で
あつた。だから、神がかつても、将軍舞では託宣はあるべきものではなかつた
のであって、十二神祇系の将軍舞も神がかつても将軍自らの口からは託宣はう
かがえなかつた。元禄九年の出雲大庭村の早玉御神事の最後におこなわれた將
軍遊も、その神樂の祭儀の全体構造からして、神がかるる遊びであつても、託宣
はなかつたはずである。

と考え、本来託宣を伺う方の神懸かりは「降居・天蓋・中の舞」の段階であつたら
うと推定されている。⁽⁶¹⁾ 将軍舞に神懸かりはあつても託宣はない、という発想は斬新
である。

ところで石塚氏は、別に鹿児島県薩摩郡祁答院町蘭牟田（薩摩川内市）華藏寺の
八代住持・三峰呑悦が元文二年（一七三七）に書写した「神舞一庭之事」に登場す
る「将軍舞」も紹介している。これは全三三番のうち最後の「御崎舞」の直前に行
われた（ただし同書の本文では「御崎舞」は三十番目に位置し、詞章等は記載して

いない）もので、

その唱教の方には「天大將軍、中大將軍・地大將軍」云々とあり、それぞれそ
の三大將軍の生い立ちを説く文句からなつてゐるが、その言い説きがすむと、
將軍は床几に腰をかけ、そこへ進み出たもの（稿者註、「とうより」または
「といより」と称される役の者）とのあいだで一問一答をする。その内容を一々
紹介する余裕はないが、たとえば、

問 「將軍殿、頭に松の木こふしのやうな物をうちかむりて座すは何にて御
座候か」

答 「馬頭の甲」

問 「どうたいにつるの子こふくのやうな物を御巻き被成たるは何にて候か」
答 「ことくの御よろい」

などと、問い合わせが一々將軍のいでたちを問う文句から始まり、やがて將軍に供
物を差し上げる文句になるが、その中で「將軍殿は物食いがわるきと申して、
御口をのごいて上げ申也」などと、いさざか揶揄したような文句も連ねるその
ため、これを今では狂言舞のように思う向きもあるらしい。⁽⁶²⁾

と述べておられる。

蘭牟田の「神舞一庭之事」に登場する「天大將軍、中大將軍・地大將軍」は、広
島県庄原市東城町戸宇の社家・朽木家に伝来する慶安四年（一六五二）の「手草祭
文」にも登場する。⁽⁶³⁾

この祭文は「ほうぞう太子」が龍宮の「りう女ひめ」と結ばれた末に、姫は「山
に二十三のちくるい、川に三十三のぎよるい、うみに三十三のうろくす、九十九し
ら」をはじめ懷妊し、一夜に七千五百の御子を儲けたが、一人ならぬ産声に天地も
汚れたと諸天から咎められる。そこで「かう殿」を建て、七千五百本の幣、注連、
「びやつかい」「ひやくろくたまのはた」、「大之たいこ」などを設け、六十六人の
「みこ」と「ほうしや」を据えて七日七夜の「からかみ神樂」で祓つたという内容

だが、冒頭では、

一、抑昔之山之御主おば、あらひらの□と申、中比之山之御主おば、とうひらの明神と奉申、今之山之御主を社、九山之あるじ、山之御神と奉申なり
(稿者註、森中島家の江戸後期の写本では「九千のあるじ、山のほうぞふ太子といわい奉ルなり」)

(略)

一、されば正月三日に御たんちやうなりたまいしおば、藤王御前と奉申、つかわしめおば、千日どう子と申、○本地こくうぞう菩薩にましませば、すいしやくあらわれて、天大ちやうぐん三代之明けんといわい奉なり
一、十三日に御たんちやうなりたまいしをば、藤右御前と申奉る、つかわしめおば、一どう二どうと奉申、○本地ばとうくわんのんにてましませば、すいしやくあらわれて、○中代ちやうぐん三宝太藏と奉申なり

一、廿三日に御たんちやうなりたまいしおば、藤松御前と奉申、つわかしめおば、わくおうどうじと申なり、○本地びしやもんつら王にてましませば、すいしやくあらわれて、○地大ちやうぐん山之御神と奉申なり

とある。複雑な構成であるが、

- ・天大ちやうぐん(三代之明けん、千日どう子(本地は虚空藏菩薩)。藤王御前の遣わしめ) = 昔之山之御主、あらひらの□
- ・中代ちやうぐん(三宝太藏、一どう二どう(本地は馬頭觀音)。藤右御前の遣わしめ) = 中比之山之御主、とうひらの明神
- ・地大ちやうぐん(山之御神(山のほうぞふ太子)、わくおうどうじ(本地は毘沙門つら王)。藤松御前の遣わしめ) = 今之山之御主、九山之あるじ
- と整理できる。ちなみに石塚氏は言及されていないが、蘭牟田の「神舞一庭之事」の中で説かれるそれぞれの将軍を整理すると、装束はいずれも衣冠束帶で、
- ・天大將軍(藤竹天大將軍。正保甲寅正月三日寅の日寅の一天誕生。背丈三十

六丈)

・中大將軍(藤松中大將軍。みょうしよう元丙寅年正月十三日の寅の日寅の時誕生。背丈二十六丈)

丈十六丈)

である^{〔64〕}。蘭牟田の「神舞一庭之事」と戸宇朽木家の「手草祭文」は、共通する祖型となるものが存在していたことを推測させるが、ここでは「將軍」は陰陽道にみる疫神というような存在ではなく、「山之主(山の神)」や荒平と同一の大いなる存在であり、また問答を伴う性質を有していたことである。早玉荒神と將軍が本来同一であったのかどうかわからないが、將軍と社家との問答のやりとりの後に神を帰し祭儀を終えるという形態は、必ずしも幕末のような、新しい時期に成立したものではなかつたと考えられる。

結語と課題

このように、かつて明治初頭まで十一月十三日に行われた大庭早玉社における早玉神事とは本来荒神祭であり、近世においては幣頭に率いられた東意宇郡一九ヶ村の鼓取と神子が參集し、それぞれ伊弉冉社の注連主と伊弉諾社の一神子の指揮のもとで執行された、託宣を伴う神事であったが、一連の神事の終わりに行われる託宣とそれに続く將軍遊(將軍と神職との対話)という構成は、石見国那賀郡における一八世紀半ばの大元神楽の構成と類似するのみならず、將軍もまた大元神楽における「山の大王」や、中国地方に広くみられる荒平、山の神と基本的に共通する性格を有する存在と推定された。

翻つて、早玉神事が「早玉荒神祭」の名で文献上に初出する一六世紀には、まず佐陀大社の御座替神事において、「早玉荒神祭」同様に戦國大名尼子氏の公許のもとに検校吉岡氏が三郡半の「神子・巫」を統率して執行する形態が確立し、次いで

西部出雲では、天文二三年（一五五四）、尼子晴久が石塚五郎左衛門に「大社御湯立頭領」を、天正三年（一五五五）、京の吉田家から「御証判」⁽⁶⁵⁾を得た菅田村貴船社の家原氏が毛利氏から「社家衆頭領之神役・座配」神事・会合における頭領を命じるなど、神事における社家の組織化が進められていった。社家の組織化とは、具体的には、まず下部組織として湯立をはじめとする神樂等神事における頭領を奏楽等を実際に掌る、古くは他地域の史料に「巫女・法者」の名称で登場する男女の執行者、社人や巫女（神子、市・位知）であり、社人は「さほ」⁽⁶⁶⁾「物申」また「幣衆」と称されていたものが、一六世紀末近くからは「鼓（鑿・筒）取」と呼ばれるようになつた。

これに対して彼らを代表して統括する職掌として幣主や注連職が現れ、更には吉岡氏のような自らは神事は行わないものの彼らを統率する者が登場し、近世にはこれを「幣頭」と称するようになった。この幣頭が、近世においては杵築大社や佐陀大社などの大神社の各支配下において、次第に触頭としての機能を強めていった結果成立したのが幣頭制度であった。

さて山路氏は、元からの神社の神主や神社に所属していた巫女らに対しても、所属していなかつた修驗山伏や巫女すなわち、他の中国・九州地方の宗教者として登場する「法者・巫女」が、尼子氏が吉岡氏に統率を認めた「神子・巫」に対応すると推定されている。⁽⁶⁷⁾

これに対して井上寛司氏は、松江市域の神社の棟札を集計した結果、圧倒的多数が戦国期、それも一六世紀中頃の天文年間以後に集中すること、氏子・地下中など村落住民が直接造営に関わる事例が多数見出されることを指摘し、莊園公領制の解体および村落や都市の発展に伴つて一般民衆の「イエ」が広範囲に成立し、「イエ」の持続的で安定的な発展を願う立場からこの頃に氏神や産土社が爆発的に創建されたものと考えられている。⁽⁶⁸⁾

もっともこれは、実物の旨札ほか神社の書上に記載されたものの上限を基としているともいえ、それまで特定の木や磐、山など自然物に対して祭祀を行つていたものが、この頃から社殿や祠を設けるようになつた可能性もあるので、必ずしもこの頃にはじめて「創建」されたと考へることには一考を要すると思われるが、社家の組織化、統率化と時期的に対応していることに注目したい。

思うに、中世において、元来地域の神社祭祀は莊園・公領（郷）を単位として惣鎮守を中心に行われ、莊園・公領内を挙げての御頭神事や領内に散在する小社、荒神や水神などをはじめとする小祠の奉仕は、地域の有力名主層らが年番等でこれを担う形態であったものが、室町期に入り莊郷内の村落が自立するようになると、村の小社を村の鎮守と仰ぎ、鎮守のみならず小祠の奉仕を一人で管掌する村の「神主」（同時に村の名主層の一人という性格も持つ）が出現し、後にこれを幣衆（後の鼓取）と呼ぶようになったのではないだろうか。巫女については、伊弉諾社の例からすれば、そのような神主の妻ないしは娘が担う場合もあった可能性があろう。そしてこうした「村の神主」や巫女が広く一般化した一六世紀、地域の公儀である戦国大名は、これを組織的に把握すべく、吉岡氏や家原氏のような統括すべき上位の神職に権限を漸次認めていったのではないかと思う。同時にその頃には御座替神事のほかにも何ヶ村もの「村の神主」や巫女を集めて行われる神事や祈祷が成立していたことが、野村士悦や毛利氏の奉行人が家原修理大進に宛てた書状によつて窺われることは注目すべきことである。

ただしこれは領国内それぞれの状況に応じて行つたために時期も職掌の詳細も必ずしも等しくなく、一七世紀、近世に入つて統一的な形態（幣頭制）となつたと考えるべきではないかと思う。

「村の神主・巫女」の成立とその実態を明らかにするには極めて史料的制約が大きいが、山路氏をはじめとする芸能史や民俗研究における神樂や祭文の分析、井上氏のような文献史学における棟札への着目のみならず、神像の墨書銘、文書調査では看過、調査対象外とされてきた聖教史料など多様な史料を総合的多角的に用いる

ことによって、少しづつ検証し明らかにしてゆく必要があろう。

註

- (1) 石塚尊俊『西日本諸神樂の研究』(慶友社、一九七九年)二五二~三四頁。
- (2) 『行列 雲州松平家と出雲国造家』図録(島根県立古代出雲歴史博物館、二〇一〇年)井上寛司解説、九八~九九頁。
- (3) 大永三年(一五三三)「北閑久孝・三村家定連署証文」(秋上家文書)。『出雲意宇六社文書』島根県教育委員会、一九七四年)所収、二〇頁、「北島雅孝書状」(同)。『同』所収、一二頁、年不詳「秋上氏由緒」(同)。『同』所収、一六一~一六二頁、年不詳「神魂・伊弉諾両社先例覺書」(同)。『同』所収、五四七頁。
- (4) 「北島秀孝・同幸秀孝連署下候状」(秋上家文書)。『出雲意宇六社文書』所収。八三頁)。なお秋上彦四郎については神魂社において如何なる立場であったのか判然としない。「大庭社家分代官伝之引付(両国造代官入婿先例)」(秋上家文書)。『同』一六九頁)に、

北嶋分之代官秋上三郎衛門尉跡続、庵介娘・徳御料ニ、岸左馬進子与三郎ヲ入聟ニ取て、秋三ハ天正七年己卯三月十二日病死候、其跡元春様へ被召上候(略)然共北嶋分公田ヲハ岸ニ御預ケニ付而、岸与三郎ニ土居預候、左馬進ハ富田被官之様候、岸親子土居一所ニ居候、杵築・とた両方へあやつり候(略)左馬進ハ身分ニ於津田二十石前御給所被下候、此奉公此岸ハ元來備後國之者にて候へ共、秋三か孫聟にて、秋上名字ニ成候、土居ハ北嶋殿分之本土居也

とある。これより前、永禄二年(一五五九)頃、四月七日付尼子奉行人連署状。『出雲意宇六社文書』所収、一〇五頁、同四年一一月一三日付尼子奉行人連署状。『出雲意宇六社文書』清堂堂出版、一九六八年)所収、一六三~一六四頁、みえる岸彦四郎(宗林)は、秋上彦四郎や、左馬進、与三郎と何らかの関係があつたのだろうか。

(5) 「毛利元就受領宛行状」(秋上家文書)。『出雲意宇六社文書』所収)九〇頁。

(6) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収)九一~九三頁。

(7) 同。『同』所収)一八四~一八七頁。

(8) 熊野高裕『熊野大社史の基礎的研究』(『古代文化研究』第九号、島根県古代文化センター)所収。

(9) 高屋茂男、西尾克巳「文献・考古資料からみた出雲国造館」(『八雲立つ風土記の丘』

第一九七号、二〇〇九年)、前掲図録(2)。

(10) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収)四七一頁。

(11) 北島国造家文書。『出雲国造家文書』口絵、前掲図録(2)八二頁。

(12) 『雲陽誌』(雄山閣、一九七一年)一〇九頁。

(13) 橋本政宣「出雲国造の永宣旨受領と『出雲国神社惣檢校職』」(木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』二〇〇六年、所収)。

(14) 北島国造家文書「指上申一札之事」(楯縫郡幣頭河瀬權之少等請書案并同人覺書案)。『出雲国造家文書』所収、四七一~四七三頁)、同「奉訴口上覺」(両国造代佐草自清・平岡内蔵訴状写)。『同』所収、四七八~四七九頁)、幡垣家旧蔵「佐陀社頭日記」(『神道大系 神社編三十六 出雲・石見・隱岐国』神道大系編纂会、一九八三年、所収)一一五~一一七頁。

(15) 正保五年(一六四八)以前に国造北島広孝が神魂社の神主以下の職掌等を定めた「神魂御社頭控」(秋上家文書)。『出雲意宇六社文書』二九三~二九四頁)に、

一、神樂錢、十分一宛神主・別火菅井取之、廿分一者宮仕立之社務、其外者神子・筒取江可令配當之事

寛永九年(一六三三)「神魂造営遷宮記録」(同)。『同』二七四、二七九頁)に、

一、御湯立紙三束・米壺石・樽壺つ・筒取(略)

一、御本社六月廿八日(甲午ノ日、鬼宿、金剛峯日)日時御湯立一釜被仰付、筒取請取(略)

一、御湯立(釜壺つ) 筒太鼓・櫻・鈴・調拍子

承応三年(一六五四)「国造殿御火統之覚」(同)。『同』三三〇頁)に、

一、同八日之朝御湯立有、筒取へ為御始八木・壺荷指遣候

とある。

(16) 売布神社文書。『松江市史』史料編4、二〇一四年。四五一~四五二頁所収)に、御頭ノ次第八、正月八日、從三日前精進潔斎シ、八日ノ朝、代宮家神主・位知・胴取、亦右ノ名衆(稿者註、松浦・森脇・湯原・菅井)各々次第梯登ニ御頭被勤とある。

(17) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、二二〇頁。

(18) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、二二六頁。なお本史料を永禄九年頃と推定した理由は、末尾に「永禄九年毛利元就御分ニ成ニ付而御檢地帳、鷹淵寺之和多坊奉行ニテ、悉被付立候」とあること、請人名に「たこ(多胡)三郎兵ヘ」「うしほ牛尾」殿「亀井殿」など尼子方の名が見られることから、富田落城から程遠くない

頃の坪付と判断した。

(19) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書所収』、五三～五四頁。なお石塚尊俊氏は、天文（永禄頃（一五三二～七〇））の「御社頭法度之事」秋上家文書。『出雲意宇六社文書』六六頁）に「一、社人のみ候酒 何れも同前可飲せ、何も両殿へ同前、みこ・さほ同」とあることを指摘し、すなわちこれは中世において湯立をはじめとする神樂を担つた「神子・法者（または棹）」のことであり、他地方からこの地方へも特技を持った神人の流入があつたことを示すと評価した（『出雲神樂』出雲市教育委員会、二〇〇一年、二八頁）。秋上家文書のなかで「みこ・さほ」は前述の文書にしかみられないが、これが市（神子）・幣衆と同じものを指すことは間違いない。

(20) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、一七頁。

(21) 秋上家文書。『同』所収、八六頁。

(22) 「神魂之神官人数之事」「神官本名之事」（秋上家文書。『出雲意宇六社文書』）所収、五八～六一頁。

(23) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、一一〇頁。

(24) 広江家文書。『同』所収、八六八頁。

(25) 熊野大社文書。『神道大系 神社編』三十六 出雲・石見・隱岐国 所収、一六九、一七四頁。

(26) 宮川家文書。『同』所収、九〇～九一頁。

(27) 『西日本諸神樂の研究』（慶友社、一九七九年）四二七～四三八頁。なお御湯立頭領の初見は、天文三年（一五五四）、尼子晴久が石塚五郎左衛門に「大社御湯立頭領」を命じた、「尼子晴久袖判井田勝吉奉書」（国造千家所持古書類写。『大社町史』下巻、一九九七年、一〇九頁）である。

(28) 前掲（27）四三三頁。なお同史料の全文は『神道大系 神社編』三十六 出雲・石

見・隱岐国に収録されている。

(29) 享保元年（一七一六）の「千家豊美御神火日記」秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、四九七頁）に、

一、十三日、七つ時分御宮へ上ル、湯立神樂始ル、樂座之者此節指合、幣頭舎人の四鑿取、当住連主、高天倉次・六所文次計ニ而御神事相済、湯立料五斗国造殿五上ル

とある。

(30) 広江家文書。『出雲意宇六社文書』所収、八五二頁。

(31) 秋上家文書。『同』所収、五八三頁。

(32) 同。『同』所収、六〇〇～六〇一頁。

(33) 『出雲國神社史の研究』（岩田書院、二〇〇〇年）三三四～三三六頁。

(34) 吉岡家文書「佐陀社神官等申状写」（『松江市史』史料編4（一〇一四年、一七四～一七五頁）。この文書には年紀はないが、同じく吉岡雲十郎を宛所とする吉岡家文書「幡垣主目誓書写」（『同』同、一七四頁）の年紀が天文六年（一五三七）であることをからほぼ同時期頃と推定している。

(35) 宮川家文書。『神道大系 神社編』三十六 出雲・石見・隱岐国 所収、七二頁。なお吉岡通照が佐陀大社正神主朝山氏に出雲国内十郡の神子・巫に出仕する事を令せられるよう「予州様（尼子経久）」に上申されることを依頼した次の書状（佐太神社文書。『松江市史』史料編4、一九六頁）について、山路氏は前述の論文において新たな見解を提示している。

新たな見解を提示している。

猶々古支証一通懸御目候

謹申上候

抑佐陀大社御座替之神事、八月廿五日出仕之事、當國中十郡御子・巫、以上意、

大昔依有明神御託宣、其已來於佐陀大社、八月廿五日祝戸御神樂取祈之処、近年背

法度、從他郡不致出仕候、然共島根郡社家計無相違出仕申候、從当年御座易、任先

期之旨、佐陀へ致出仕、御座易御神事可取祈由、從予州様十郡へ被御下知候者忝

存、當郡社家同心ニ天下之御祈祷申候處、國中平安御祈、可抽精誠候、此由可然様ニ富田様へ被御申、御下知被下候者國中へ相届、御神事取沙汰可申候、此旨可被御

披露候、恐惶謹言

七月廿日

宗左衛門尉

通照（花押）

〔封紙ハ書
〔墨引〕

朝山殿

御内人々御中

通照

吉岡宗左衛門尉

通照

山路氏は、永正九年（一五二三）の奥書を持つ（『佐陀社頭覚書断簡』（宮川家文書。『松江市史』史料編4、一七八～一二二頁所収）に

一、八月廿四日、御座之祭、但島根・秋鹿両郡社家集ル
一、八月廿五日、神樂祭ハ、楯縫・伊宇郡・東島根集神事

とあることから、二四日は佐陀大社の祝部系神主が執行していたのに対し、吉岡氏は二五日の「神法樂祭（前述の書状では「祝戸御神樂」）を管掌し、十郡の神子・巫

を廿五日に參集執行させることを朝山氏を介して尼子に願い出たものの、出雲四郡（實質は三郡半）に限って認められたと解釈されている。また前述の書状から、廿五日の「祝戸御神樂」には、「大昔より『明神御託宣』があつたと記されている」とも解釈されている。

しかし、まず「佐陀社頭覚書断簡」は、明応四年（一四五五）の「佐陀大社縁起」（神宮文庫所蔵。『松江市史』史料編4、一〇一～一〇六所収）と、寛文八年（一六六八）京に持参、公家衆に進覧された「佐陀大明神縁起」（宮川家文書。『神道体系 神社編』三十六 出雲・石見・隱岐国）八二（八七頁所収）の内容がほぼ同一なのに對し、本史料は内容も体裁も大幅に異なる上、祭礼名のほとんどが合致しない。また「幣主」の用語自体、同時期まで遡るものは他にない。加えて奥書に「佐田田大社祢^ミ宮廻佐与之助、書写之畢」とあるが、この人物は天正一〇年（一五六二）頃、二月十四日に、毛利氏から「佐陀平主役之儀、左与（之）助以先年之筋目御付申上」た結果「如前々被仰付」た人物で（宮川家文書・『松江市史』史料編4、六五三頁）、二日後の二六日、改めて毛利氏の奉行人一人から連署で左の書状（佐太神社文書。『同』同、六五四頁）を受けている。

於佐陀御神前、毎年八月廿四日御座易ニ、意宇郡・楯縫郡・社家衆無残被出、天下之雖御祈念候、近年不罷出之由候、太以不可然候、從當年一人も不残罷出候様ニ、堅可相催事肝要候く、於其上不罷出衆候者、可被遂注進候、自爰元可申付候、為其申候、恐々謹言

「廿四日の御座易」に「意宇郡・楯縫郡」の社家衆が近年出仕しないのはけしからぬことであるから、一人残らず出仕させること、それでも出仕しない者があれば注進するよう宮川佐与（之）助に厳命している。従って、「佐陀社頭覚書断簡」を奥書通り永正九年のものとするのには問題があるとともに、その内容も宮川氏が幣主役としてその立場を主張するために作成したものと考えられ、厳密な検証を必要とするものであり、あるいは宮川佐与之助が一旦は何らかの事情で失った幣主役に再び任じられるために作成した可能性もある。

次に、前述の吉岡通照の書状について、内容から鎌倉末ないしは南北朝の頃作成されたと考えられる「佐陀太社御神事帳」（『神道体系 神社編』三十六 出雲・石見・隱岐国）五四（七二頁所収）には、

一、同廿五日御神事、

壹段大垣名、一段池子名、式反仁田分、
サイトウ老^{シロ}、一矢名

壹段平名、以上五段嶋根分

彼下地より六升四合宛取立候え、御供・御酒・神樂酒おも役人かたへおろす也、武段秋鹿分下物、是も同如御酒・御供參也、神樂酒米ハ旧殿^{（いど）のほり}祝方より神子宮祝請取候也

以上大社田七段也

彼田より六升四合宛役人取立、御座替御酒・御供參也（略）

御座替籠之次第、物忌量見之たか絹縁五尺、祢宜分より

とあり、古くは八月廿五日、一日のみの神事であるが、「籠」「物忌」が伴っていた。御供・酒、御座の「くす布縁」や「こも」など要用のものは島根・秋鹿両郡にわたる佐陀莊内の各名から供出されていたが、「神樂酒米」は旧殿祝から神子宮祝に下げ渡されていた。このことから本来はこの神事における神樂は旧殿祝が管掌していたことが窺われ、「祝戸御神樂」の祝戸は、旧殿祝に由来しているのではないだろうか。

以上を踏まえてあらためて吉岡通照の書状を見たい。まず「佐陀大社御座替之神事、八月廿五日出仕之事」とあり、素直に読めば、御座替神事ハ八月廿五日であり、「佐太社御神事帳」の頃と同じくこの書状の頃も八月廿五日のみの神事だったと解釈は出来る反面、これが廿四日・廿五日に亘るものとは文面からは読み難い。

次に「当國中十郡神子・巫、以上意大昔依有明神御託宣、其已來於佐陀大社八月廿五日祝戸御神樂被祈之処」は、「当國十郡神子・巫、上意を以て、大昔、明神の御託宣有るに依つて、其れ已來佐陀大社に於いて八月廿五日祝戸御神樂祈らるるの処」なので、大昔に參集して神樂を勤めるよう明神の御託宣があつたことから、それ以来上の命を受けて当國十郡の神子・巫（が參集し）、佐陀大社において八月廿五日に祝戸御神樂を祈る規定（法度）になつてゐるが」と解釈できる。少なくとも、祝戸御神樂では大昔より「明神御託宣」があつた、という読み方はなし難い。

このように、佐陀大社における御座替神事は、当初は八月廿五日、佐陀莊内から要用のものが供出され、旧殿祝が神子宮祝に神樂酒米が渡されて神樂が執行される形態であったものが、一六世紀前半には検校吉岡氏が尼子氏からの公許を獲得して三郡半の社家を參集させるようになり、天正一〇年（一五六二）頃には吉岡氏に代わって幣主の宮川氏に毛利氏が社家の參集を命じるようになったと考えられる。その結果、注連が幣主役を横領しようとしているとして幣主祝の宮川兵部が藩の寺社奉行に訴えた天和二年（一六八二）の「佐陀社幣主祝申状案」（前掲註（29）九二頁）では、幣主祝宮川氏は、

國序之御祈祓、社家横日ノ役

幣主

右ハ八月御座替、四郡之社家集リ、御祈禱仕候、其横目代々幣主仕候、依之幣頭

衆、私礼儀被仕候事、紛無御座候

御座替神事に參集した四郡の社家の横目役は代々宮川氏の管掌にして、幣頭もそれにふさわしい礼遇をもつて接しているのだと主張するに至っている。

(36) 「野村士悦書状」(家原家文書。『松江市史』史料編⁴) 所収、四八〇~四八一頁。

(37) 「毛利元就袖判平浜別宮領書立」(野村家文書。『同』同) 所収、三一〇~三二一頁。

(38) 野村氏の書状から二日後には改めて毛利氏から「二宮右忠・赤川就武連署書状」が
出されている。(家原家文書。『同』同) 所収、四八一頁。

意宇郡八幡庄之内、菅田神主家原修理大進と、今度被相任、京都吉田殿御証判御頂戴、尤可然候、然者向後諸社家会合之時、神役座配之事、以彼御判之旨、□無綺之様可被申談事肝要候、恐々謹言

天正三

七月廿四日

赤川木工允

就武(花押)

二宮隱岐守

右忠(花押)

家原修理大進殿

なお毛利氏と吉田家とのゆかりは深く、元龜二年(一五七二)厳島社の棚守房顕の進言を受けて毛利氏は京の吉田兼右を招聘して厳島社の遷宮を執行している。

(39) 家原家所蔵史料(島根県立古代出雲歴史博物館寄託)の内に「日本書紀人」があり、その奥書に、

権大僧都尊賀法印様御点也

日本書紀卷第三

大宮司若名
持主家原修理大進

小野朝臣秀清(花押)「朱文方印」

于時天正九辛巳歳三月如意珠日

大宮司若名

持主家原修理大進

秀清(花押)「朱文方印」

當時大野鷹宮祠官大宮司秀勝(朱文方印)
右者、三沢諭訪之神主陶山佐渡守所持之由聞及、借用仕、雖為惡筆當用之間、令書

写畢、落字其外字形可有数多、後見人者、本字或仮字以下可預教訓、先如写本書留

申者也、南無阿弥陀仏一遍奉憑也(略)

秀清(朱文方印)

当所家原大内藏貞勝

ある。(神事)(島根県教育委員会『島根県文化財調査報告』第五集、一九六八年、

当所家原大内藏信勝

とある。なお本史料は、現在のところ出雲における最古の「日本書紀」の古写本である(拙稿「佐陀神能と中世神話」一〇一八年三月一四日、島根県古代文化センター一マ研究「日本書紀と出雲觀に関する研究」検討会レジュメ)。

(40) 家原家所蔵史料(島根県立古代出雲歴史博物館寄託)。奥書に、「明円法印叡山御住山之次、從天下吉田殿御相承」とある。

(41) 『松江市史』史料編⁴、所収、七一五~七一六頁。

(42) 『同』同、所収、五七一頁。

(43) 二通とも家原家文書。『松江市史』史料編⁴所収、四八六~四八七頁。次の毛利輝元書状を含め元亀三年の書状としては、「御太方」は貴人の母をいうこと、輝元の母・尾崎局はこの年の九月に没していることから判断した。

(44) 内神社文書。『八束郡誌』文書篇、一九一五年、所収、五二二頁。

(45) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、六六頁。前掲註(19)参照。

(46) 家原家文書。『松江市史』史料編⁴所収、七二二頁。

(47) 秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、一三〇頁。

(48) 「伊弉諾社神宮寺弟栄從書状」(同。『同』所収、五二~五三頁)。

(49) 「堀尾古記」(新修島根県史)史料編²、近世上、所収)。

(50) 「御本丸(堀尾家)よりたかくら宛安堵状」二通。広江家文書。『出雲意宇六社文書』所収、八二六~八二七頁。

(51) 寛永二年(一六三四)「京極忠高寄進状」広江家文書、同一〇年(一六四三)「松江藩三家老連署達」同(『同』所収、八二七~八二八頁)。

(52) ただし、石塚尊俊氏が聞き取りした古老の話によれば、

毎年十二月十三日、速玉さんの前で秋上宮司以下神職が大勢集まってお祭りがあった。祭典がひとしきりすむと、その場で秋上宮司が烏帽子・狩衣のまま将軍さんになったという。それがどういう所作によるものかはわからぬが、とにかく秋上氏を将軍さんということにして、これに向かって他の神職がいろいろなことをいつて、からかったのだという。

(略) 大体こういう調子で「たわけたこと」をいって離したて、そしてひとしきり演じてすむと、神職がみんなしてその場を掃き清め、その集まつた塵を箕に入れてふるい、そして残った大つぶの塵だけを三方に入れて、それを改めて速玉大明神に供え、それで神事が終わったという。

神樂』(邑智郡大元神樂保存会、一九八二年) 一五四～一五五頁所収。

(57)『西日本諸神樂の研究』二五六頁。

(58)前掲註 (52) 一六一頁。

一六一頁。後に『出雲国神社史の研究』(若田書院、一〇〇〇年)に「意宇六社関係古伝祭」と題し、部分修正の上で再録)。ただこのように語り聞かせた広江富市氏は、明治一八年(一八八五)生まれで、若年のみぎり、隣家に住む吉野文四郎という老人から聞いたという。

また、「大庭事実旧記註文差出帳」(史料7)に、

則下ノ原と申所ニ別宮之社御座候所、是島根郡加賀社之巫女出勤仕候所、於此所ふぶきニ逢、死去仕候を若宮と祝候由、社記指出にも相見へ申候

とあり、古くは島根郡加賀社の巫女も參集したという伝承があつたようである。宝永二年の「(一七〇五)の「神魂太社之指出帳」(史料6)に「若宮草祠」の記載がある。古い時期に東意宇郡以外からも巫女が呼ばれた可能性はあるが、これ以上のことは今のところわからない。

(53)前掲註 (52)「意宇六社関係古伝祭」(『出雲国神社史の研究』所収)五五八頁。

(54)前掲註 (24) 八六七頁。

(55)「佐陀神能と出雲神樂」(『神樂と神がかり』名著出版、一九八五年、所収)一三四頁。なおこれは早玉社の託宣ではないが、天正一年(一五八三)二月二日に神魂社が炎上、同年三月二日、仮殿造営の前の神前の清めとして造営奉行を担当した吉川元春からの寄進錢で湯立が行われ(『武家御寄進年代記』秋上家文書。『出雲意宇六社文書』所収、七六四頁)、その時の託宣が記録されている。その内容は

御神樂御託宣之事

当國御乱入之時、社前ふみけかし大不淨めさせられす候、然時者日月の面二天のも霧をくもらせ、無明のやみとなし、天命の御恩徳を人間ニおもひしらすへきとの御たくせん、五月ニハ日本國天下のさうとうをなすへき、六月には万民驚仰天すへし、是天道命の罰のかれへからす候、於信心申ニ者、慈悲之誓たるためしも有事候問、天下安穩、無為ニ可成鎮護と御託宣也

日本神國也、其中にも出雲国ハ神國の眼也、然ニ神慮をなき物ニ仕成、仏神以上無ニなす間、御社御休所焼て、御天上なさるゝ由御託宣也、末世ニ衆生思ひしらずへきとの御たく也、然則天下さうとう可仕と御託也

(『神魂社造営覚書断簡』秋上家文書。『同』所収、一四三～一四五頁) というものであつた。

(56)多鳩神社の役指帳は、令和二年一二月現在、江津市ホームページ「最も古い石見の神樂役指帳を発見!」(<https://www.cityt-gotsu.lg.jp/soshiki/12030.html>)に画像が掲載されている。「和木十一ヶ村神樂役指帳」は『重要無形民俗文化財邑智郡大元

【史料1】大庭内抜目書立写（抄）

永禄六年（一五五五） 北島国造家文書

（略）

右、拔目之儀者、神魂御領之事候之間、祭等無懈怠為被相勤、為新寄進被返付候、
從此内神魂江毎月朔日御供・十八日御供両日相調、其外近年祭之事、伊弉諾・伊弉
冉・早玉荒神祭可被仰付候旨候、自然此田地付而難渋之族候之者、伊弉諾・伊弉冉・
杵築荒神早玉可蒙御罰候之間、不可有違儀、當知行衆江者被尋聞召、替知可被遣候、
末代為不可有相違、所被成袖御判（尼子義久）如件、

二月三日

永禄六

二月十三日

佐世伊豆守

清宗書判

秋上三郎右衛門尉殿

本書四枚二有

【史料2】於神魂社秋上調仕神事數之事

永禄八年（一五六五） 秋上家文書 『意宇六社文書』所収

一、正月一日御供、酒、弊（弊）、紙（略）

一、十二月拾三日、はやたま神事（略）

右之旨者、當知行分より調之、此外先知行相伝仕田地ニ役等別而在之、御尋之儀候
条、申入候

永禄八年

正月十二日

渡辺殿まいる

別火
久国

右定所如件

延宝六年八月三日

佐草宮内
長谷右兵衛自清
正之

【史料3】落合貞親書状

（慶長年間） 秋上家文書 『同』所収

態申入候、仍はや玉之まつり、神前ニ而仕候事、前代未聞之由、北嶋殿御袋（北嶋吉房）尾
之大かみと申かたへひねりこし申ニ付而、御前様（簡取（後神主）長谷川老岐母高倉）へ其ひねり上り申候、然者有すか
た貴殿相尋候へと被成御意候、いさなき之いちを被召連、御大義ながら明日此方へ
可有御越候、權兵衛も此方に居申由候、恐々謹言

二月三日

大庭別火殿
人々御中

落藏人
貞親（花押）

【史料4】神魂大社巫女役儀之定

延宝六年（一六七八） 秋上家文書 『同』所収

一、いさなきノ神主長谷川老岐、神魂之御子相抱居申候故、從御両家御書付被下様
ニと望申ニ付長谷・佐草（佐草）書付遣シ申候文牘如此控

神魂大社巫女役儀之定

一、新常会并早玉祭之時、名代之神子召連、神樂者代神子ヲ以可勤之、両国造殿
臨時之御社參ニも如此可令勤仕事

一、紺千早、如古例可令着用之、但代神子者、素千早可着之事

一、神樂錢、銀壹匁式分之内、神主・別火菅井・宮仕江配当之錢（三分八厘筒取、
三分神子）可令所務之、此外之神樂錢可准之、但秋春從氏人進奏、神樂錢配當
者可為古例事

大庭以知殿

【史料5】早玉御神事目録

元禄九年（一六九六） 北島国造家文書 『出雲国造家文書』所収
（鍋張書）
 大庭土居屋敷 早玉祭り役人書付、幣頭主米書付、元禄九年請書』

一、注連引哥有り	一、入座	一、神迎	一、神帰し
一、御座	一、御座	一、神迎	一、ミテくら
一、祝詞	一、祝詞	一、祝詞	一、祝詞
一、解除	一、解除	一、解除	一、解除
一、神酒御供	一、神酒御供	一、神酒御供	一、神酒御供
一、八乙女	一、八乙女	一、八乙女	一、八乙女
一、ねり哥	一、ねり哥	一、ねり哥	一、ねり哥
一、三拾三番神楽	一、三拾三番神楽	一、三拾三番神楽	一、三拾三番神楽
一、ミそふす	一、ミそふす	一、ミそふす	一、ミそふす
一、四土用祭	一、四土用祭	一、四土用祭	一、四土用祭
一、荒神遊	一、荒神遊	一、荒神遊	一、荒神遊
一、水神遊	一、水神遊	一、水神遊	一、水神遊
一、御崎遊	一、御崎遊	一、御崎遊	一、御崎遊
一、火神遊	一、火神遊	一、火神遊	一、火神遊
一、恵美須遊び	一、恵美須遊び	一、恵美須遊び	一、恵美須遊び

右天下太平、国土安全御祈祷、此祭礼ニ寄申候社家數一拾五人、外ニ伊弉諾一神子、其外神子不残出申候

社家數内	芦高幣頭	広江主水
司官	伊弉諾鼓取	吉岡左兵衛
同	八重垣鼓取	長谷河左京
司官	西岩坂鼓取	平林筑後
同	東岩坂鼓取	菅井治部
大庭之注連主鼓取	同 内記	吉岡右兵衛
六所鼓取	左次民部	
揖屋鼓取	今井右兵衛	
熊野鼓取	長沢右衛門	
平原鼓取	石倉斎宮	
野田鼓取	長谷河右衛門	
福留鼓取	村上豊前	
乃木鼓取	同 権之少	
采女		

(略)	一、荒神	森二祭、社無御座候	壳豆紀鼓取	谷本市正
一、速玉大明神社	有檀無社、但有杉	伊勢宮鼓取	内田主水	
		橋姫鼓取	福嶋數馬	
		津田鼓取	川瀬内記	
		平浜八幡鼓取	野沢宮内	
		竹矢村 <small>(大)</small> 神鼓取	渡部左近	
同	道東鼓取	河上彦之進	御神事相調、銘々宿所へ罷帰り申なり	
同	日吉村山玉鼓取	岩崎内蔵介		
	大庭村高天鼓取	左治佐兵衛		
	蘆高鼓取	長谷河刑部		
	人數合式拾五人			
	右社家十二月十三日ニ大庭村早玉へ罷出 <small>(御下)</small> 、神事從古來相勤來候、若不參之社家へハ、過料可申付候、已上			
	意宇東郡蘆高幣頭			
	廣江主米 <small>(印)</small>			
	元禄九年子十二月十七日			
	秋上宗右衛門殿			
	別火隼人殿			

【史料6】神魂太社之指出帳

宝永二年（一七〇五）秋上家文書 『意宇六社文書』所収

末社
速玉社
宝曆九年（一七五九）秋上家文書 『同』所収

但當時無社、本殿同殿ニ祭

【史料7】大庭事実旧記証文差出帳

宝曆六年（一七五六）秋上家文書 『同』所収

一、北島殿旅館ニ、速玉之社有之、風土記等にも意宇郡ニ書記有之候、此社之脇ニ數百年を経たる神木之杉一本御座候所、近年枯朽申候、尤當時ハ社モ無御座候、然共於神前神事等之節ハ、此早玉社へも神膳相備申候、且又毎年十二月十三日早玉祭り此旅館ニテ東意宇郡社家中を幣頭引連出、終日神事相勤申候、往古国造殿此屋敷ニ居住之節は、御國中社家相集り、神事相勤候由、則下ノ原と申所ニ別宮之社御座候所、是島根郡加賀社之巫女出勤仕候所、於此所ふぶきニ逢、死去仕候を若宮と祝候由、社記指出ニも相見ヘ申候、右之神事相勤候儀、社家中家之役ニて相勤、賄之義ハ北島殿社領之内ル被指出、秋上惣右衛門賄仕候

一、同所ニ若宮草祠有
(略)

一、十一月廿八日ニ、千家国造殿於御宿ニ、宮荒神御祭、天下國家之御祈祷在之候
一、十二月十三日、北島国造殿於御宿ニ、早玉明神御祭礼在之、「」東意宇郡之分意東村迄之内之筒取、不残同公仕、十三日朝之五つ時午晚之七つ半迄相結、

御神事相調、銘々宿所へ罷帰り申なり

【史料8】意宇郡大庭大草両村社号書出帳

末社
速玉社
宝曆九年（一七五九）秋上家文書 『同』所収

【史料9】書出帳

明治二年（一八六九）

秋上家文書

『同』所収

千家屋敷
一、荒神武ヶ所

千家分

北島屋敷
一神主、同
北島分

武ヶ所

神主分

(略)
メ六拾九ヶ所

二尺五寸四方

但シ本社ヨリ十町計乾、下原ト云所ニ有リ、此社往古嶋根郡加賀社ノ巫女、速玉祭参勤之節、此所ニ而死ス、靈験有ニ因テ後若宮トス (略)

明治二巳七月

菅井歲三千 (印)

【史料10】秋上氏由緒并系図 (抄)

(年不詳) 秋上家文書 『同』所収

(前略) 天地開闢之時、伊弉諾尊、天ヨリ先、起早日尊ヲ下シ給テ国土ヲ知シ召テ、同舟ニ神ヲ下シ、首尾シテ天下リ御座ス所ヲ撰ミ、此影向山ニ御幣立、始御座、并天原ト云所ヲ名付給ヌ、又速玉ノ神在、本地薬師如来也、クナトノ神^(岐)、葦原中津国順セル使神